

東かがわ市国土強靱化地域計画

～市民の生命を守るために～

令和 2 年 7 月

(令和 7 年 7 月改定)

東かがわ市

目 次

I	国土強靱化とは	1
II	国土強靱化地域計画の策定趣旨	1
III	国土強靱化地域計画の位置付け	2
IV	計画の基本的な考え方	
1	基本的な方針	3
2	計画の基本目標	3
3	計画策定の手順	4
V	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	5
2	評価の枠組み及び手順	5
3	評価結果のポイント	7
VI	東かがわ市国土強靱化の推進方針	
1	東かがわ市国土強靱化に向けた施策の分野	8
2	施策分野ごとの東かがわ市国土強靱化の推進方針	8
VII	計画の推進と不断の見直し	
1	計画の推進	24
2	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	24
3	計画の不断の見直し	25
添付資料1	プログラムごとの推進方針	26
添付資料2	プログラムごとの脆弱性評価結果	48
添付資料3	実施する国の補助事業、交付金事業一覧	62
添付資料4	重要業績評価指標(KPI)	64
参 考		65
用語の解説		67

I 国土強靱化とは

大地震や大規模な風水害等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」の繰り返しではなく、大規模自然災害等の様々な危険を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、私たちの国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを構築することが国土強靱化につながる。

II 国土強靱化地域計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化法」という。）」が公布・施行された。

平成 26 年 6 月には国土強靱化法に基づく国土強靱化基本計画が、また平成 27 年 12 月には香川県において「香川県国土強靱化地域計画」が策定されたところである。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化法第 14 条の規定により、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。

本市国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和を図り、本市基本構想の実現を目指すとともに、国土強靱化に関して県との連携を図ることが重要なことから、県の国土強靱化地域計画との調和を図るものとする。

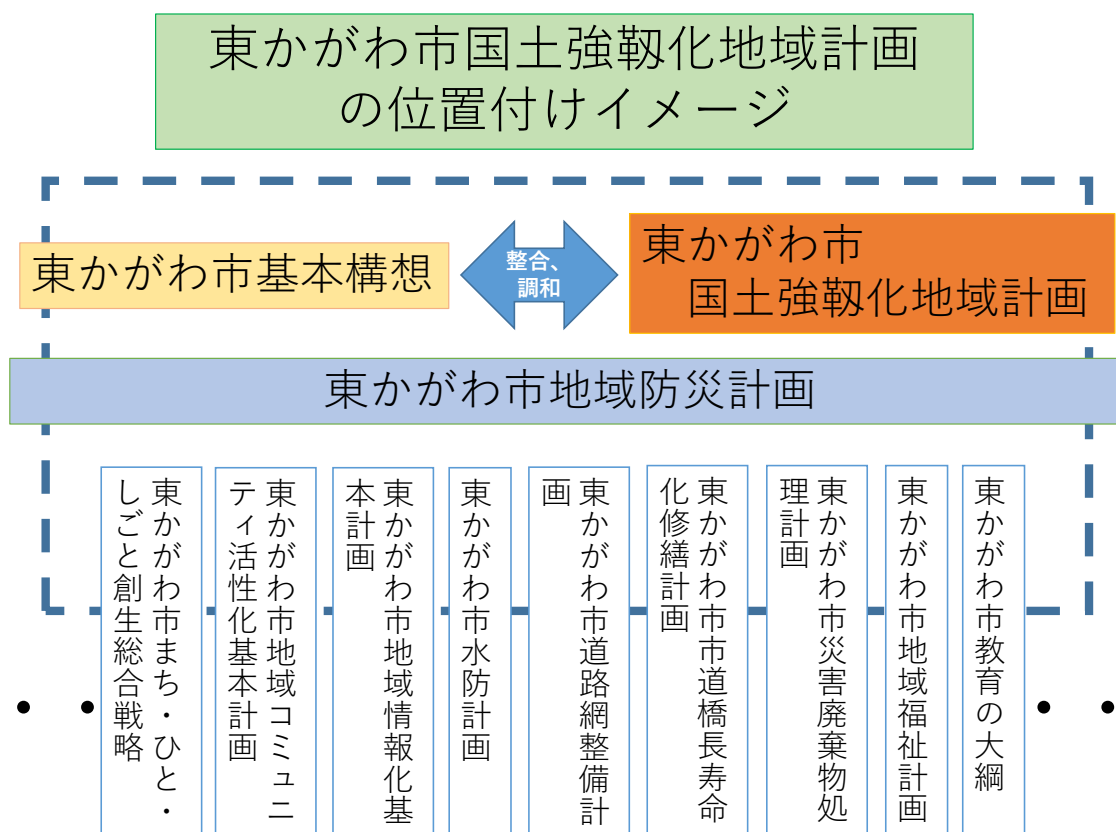
なお、国土強靱化の推進においては、大規模広域災害時に「公助の限界」が明らかになった東日本大震災等の教訓を踏まえ、「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせることが必要であることから、行政のみならず、市民及び、民間事業者、NPO など（以下「事業者」という。）が適切に連携及び役割分担し、国の有利な財源を活用しつつ、国土強靱化に向けて取り組むこととする。

Ⅲ 国土強靱化地域計画の位置付け

この計画は、国土強靱化基本計画第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、本市基本構想との整合、調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、本市地域防災計画をはじめとする本市の様々な分野の計画等の指針として位置づけるものである。

また、基本構想との関係においては、本市基本構想・基本目標 2 である、「安全・安心のまちづくり」の実現に向けた計画であり、本市基本構想・基本目標 3 の「地域協働」の観点からも、「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担を明確にし、行政のみならず、市民や民間事業者などとの連携により推進することとしている。

「安全・安心」は、本市基本構想・基本目標 1 の「若者の定住」における重要な要素でもあり、人口減少の進む本市においては、この視点も十分加味する必要がある。



IV 計画の基本的な考え方

1 基本的な方針

国土強靱化地域計画の策定に当たり、まず、計画策定の対象範囲としての最悪の事態の要因を「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波」と「大規模な風水害」と設定し、庁内各部局を横断的に、これらの要因の対応に向けた取り組みを総合的に推進する。

その策定に際しては、①国の基本計画、県の地域計画との調和がとれたものであること②直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度を踏まえ、施策の重点化を図りながら策定すること③国土強靱化地域計画の対象となる区域は、東かがわ市の区域を基本とするが、関係する他の地方公共団体や、必要に応じ国、県等の機関とも十分に連携・協力しながら策定する。

2 計画の基本目標

国の基本計画、県の地域計画における基本目標を踏まえ、「市民の生命を守る」、「市と地域社会の重要な機能を維持する」、「市民の財産と公共施設の被害を最小化する」、「迅速な復旧・復興を行う」ことを基本目標とする。

① 市民の生命を守る

起きてはならない最悪の事態として、地震等での建物等の倒壊や火災発生、大規模津波による死傷者の発生、風水害による死傷者の発生、情報伝達不足による避難行動の遅れでの死者数の発生が想定されるため、全ての建物の耐震化、家具類の転倒・落下防止対策や津波避難の迅速化、大規模風水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図る必要がある。

② 市と地域社会の重要な機能を維持する

大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われ、食料やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下を防ぐ必要があり、生活・経済活動には必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保することや、行政機関の職員の被災による機能の大幅な低下を避ける必要がある。

③ 市民の財産と公共施設の被害を最小化する

家屋等の転倒・住宅等の火災や浸水をはじめ、経済活動域への重大な影響を避ける必要がある。また、公共施設は避難場所や防災施設として活用されるものであり、被害が最小となるよう耐震化を進める必要がある。

④ 迅速な復旧・復興を行う

ため池、ダムや防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや大量に発生する災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊、地盤沈下による長期間の浸水被害の発生などにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける必要がある。

3 計画策定の手順

図に示す4つのステップにより地域計画を策定することとする。

PLAN

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、強靱化
施策分野の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

V 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「脆弱性評価」とは、東かがわ市の大規模自然災害等に対する脆弱性を確認し、評価するいわば健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、東かがわ市国土強靱化地域計画を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。

そこで、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それに伴うリスクシナリオごとの脆弱性の評価を行い、その現状分析結果を踏まえた対応策としての推進方針を定める。

2 評価の枠組み及び手順

香川県が国土強靱化推進本部で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」及び香川県国土強靱化地域計画推進本部が行った「脆弱性評価」を参考に、東かがわ市国土強靱化地域計画推進本部において「脆弱性評価」を行った。

(1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、本市においては以下の2点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施した。

①南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波

南海トラフにおける今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70%程度（平成27年1月1日現在）であり、大規模な地震・津波が発生すれば県内の広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

②大規模な風水害

想定し得る最大規模の降雨や大型台風等による大規模な風水害や土砂災害が発生すれば、県内の広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

(2) 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、国土強靱化基本計画及び香川県国土強靱化地域計画に基づき、個別施策分野として、行政機能／消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、情報通信、産業、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用の11分野とするとともに、横断的分野として、地域防災力の強化、老朽化対策、新技術対策、広域連携の4分野とした。

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされており、国土強靱化基本計画を参考とし、本市の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」及び31の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
① 市民の生命を守る ② 市と地域社会の重要な機能を維持する ③ 市民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 住宅・建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 長期にわたる孤立集落の発生
		2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-6 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺
		2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
		3-3 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
		6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通のネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通障害
		7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 災害発生後の道路啓開や復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4) 評価の実施手順

まず、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析し、プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

3 評価結果のポイント

評価結果は、別添資料 2 のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

東かがわ市における防災・減災等に資する施策は、現在計画中の段階にあるものが多い。想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえ、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステム整備等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 県、市民、事業者などとの連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、県、市民、事業者など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、市における組織体制の強化や各実施主体への適切な支援が必要不可欠であるとともに、徹底した情報提供・共有や各実施主体間の連携が必要である。

VI 東かがわ市の国土強靱化の推進方針

1 東かがわ市国土強靱化に向けた施策の分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した、以下の 11 の個別施策分野と 4 の横断的分野とする。

(個別施策分野)

a 行政機能／消防等、b 住宅・都市、c 保健医療・福祉、d エネルギー、e 情報通信、f 産業、g 交通・物流、h 農林水産、i 国土保全、j 環境、k 土地利用

(横断的分野)

l 地域防災力の強化、m 老朽化対策、n 新技術対策、o 広域連携

2 施策分野ごとの東かがわ市国土強靱化の推進方針

1 で設定した 15 の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの 15 の推進方針は、8 つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。また、各分野における施策の推進に当たり、施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体については、市民、事業者、行政の 3 区分により明確にしている。

また、別添資料 1 に示すプログラムごとの推進方針との対応関係を明らかにするため、施策分野ごとに a～o の記号を付け、分野内の施策ごとに枝番号を付けている。

(個別分野の推進方針)

(1) 行政機能／消防（記号：a）

(行政機能)

<施設等の耐震化の促進等>

- a-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】
- a-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】

<業務継続体制の確保>

- a-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP（業務継続計画）を適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】

<訓練環境の充実強化等>

- a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】
- a-5 地域の特性等を考慮し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、市民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【市民・事業者・行政】

<防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備>

- a-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなど、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】
- a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】
- a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】

<地域の人材の確保体制の強化>

- a-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を

活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【市民・事業者・行政】

- a-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】

<その他の災害対応業務体制の強化>

- a-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】
- a-15 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。【行政】

(消防等)

<施設等の耐震化の促進等>

- a-16 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】
- a-17 地域防災無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化する。【行政】

<消防等における体制整備>

- a-19 大規模な災害の発生に備え、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
- a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】 <再掲>
- a-21 大川広域消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者、行政】
- a-22 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】
- a-23 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
- a-24 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【市

民・事業者・行政】

a-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】

a-13 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】
＜再掲＞

＜治安の維持のための体制整備＞

a-27 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

(2) 住宅・都市（記号：b）

＜公共施設等の耐震性の確保＞

a-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞

b-1 学校、社会福祉施設、認定こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者・行政】

b-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

b-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【市民・事業者・行政】

＜不特定多数の利用者が利用する施設等における対応＞

b-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】

＜避難等の体制の整備＞

b-6 津波避難対象地区について、市の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。【市民・事業者・行政】

b-7 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難の勧告又

は指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】

b-8 津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、重点的に自主防災組織の活動促進に努める。【市民・行政】

b-9 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【市民・事業者・行政】

b-10 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】

b-11 住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【市民・行政】

b-12 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】

<市街地等における火災対策>

b-13 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】

b-14 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】

b-16 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】

b-36 老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【市民・行政】

<雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備>

b-17 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【市民・事業者・行政】

b-18 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【市民・

事業者・行政】

- b-19 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】
- b-20 計画的に下水管渠布設整備事業を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を適宜見直し、適切な施設管理に努める。【行政】
- b-21 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】
- b-22 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平常時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】

<食料・飲料水等の調達等の確保体制>

- b-23 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】
- b-24 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- b-25 食料や飲料水等について、地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

<帰宅困難者対策>

- b-26 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【市民・事業者・行政】
- b-27 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う【事業者・行政】
- b-28 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。また、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】
- b-29 県とコンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、締結した協定により、

災害時の徒歩帰宅者への食料や飲料水の提供を求めるなど、徒歩帰宅者を支援する。

【事業者・行政】

b-30 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。

【事業者・行政】

b-31 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。

【事業者・行政】

<自主防災組織の活動体制の強化>

b-32 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【市民】

b-33 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】

b-14 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】<再掲>

<長周期地震動や大規模盛土造成地等の対策>

b-35 大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。【事業者・行政】

(3) 保健医療・福祉（記号：c）

<医療救護体制の強化>

c-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】

c-4 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】

c-5 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】

c-6 医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

＜社会福祉施設等における体制整備＞

- c-10 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】
- c-11 社会福祉施設等において、災害時における県、市、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【市民・事業者・行政】

＜感染症等の発生・まん延における対策＞

- c-12 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】

（４）エネルギー（記号：d）

＜再生可能エネルギーの導入促進＞

- d-1 再生可能エネルギーの導入促進は、長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【市民・事業者・行政】

＜災害に備えた燃料等の確保体制の整備＞

- d-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対応に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】
- d-10 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】
- d-11 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】
- a-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- c-11 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】＜再掲＞
- a-13 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

(5) 情報通信（記号：e）

<行政における情報伝達体制の強化>

- e-1 避難に関する情報伝達方法について、告知端末をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】
- e-2 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】
- e-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、告知端末、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図り、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】
- e-7 市内には多くの外国人が居住しているため、英語、スペイン語、中国語、やさしい日本語による災害時の情報提供に取り組む。また、多言語での防災マップの作成を行うなど、災害時を見据えたコミュニケーション支援を図るとともに、外国人を対象とした防災研修を行い、防災意識の向上を図る。【市民・行政】

<事業者を含む情報伝達体制の整備>

- e-5 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】
- e-6 発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【事業者】

(6) 産業（記号：f）

<業務継続体制の確保>

- f-1 商工会が中小企業のＢＣＰ策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのＢＣＰ策定セミナーの開催等を行い、早期のＢＣＰ策定を促進する。【事業者・行政】

<サプライチェーンの途絶を防ぐ対策>

- f-2 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

(7) 交通・物流（記号：g）

<物資の供給・輸送体制の強化>

- g-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】
- a-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】<再掲>
- g-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】
- g-4 「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。【事業者・行政】
- f-2 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】<再掲>

<道路ネットワークの強化>

- g-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、白鳥大内バイパスを含めた道路の早期完成に向け、国、県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・行政】
- g-9 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

<道路施設の防災対策>

- g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、道路機能の確保を図る。【行政】
- g-11 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】
- g-12 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
- g-13 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】

<新幹線の導入促進>

- g-18 災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進する。【事業者・行政】

(8) 農林水産（記号：h）

＜ため池の防災対策＞

- h-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池が、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【市民・事業者・行政】
- h-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】
- h-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】
- h-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災対策のための整備を促進する。【事業者、行政】

＜農業施設の整備や地域資源の保全管理＞

- h-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【市民・事業者・行政】
- h-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】
- h-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
- h-8 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、被災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】
- h-14 農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化について、最適整備構想の見直しや機能診断調査等に基づく計画的な施設更新を行う。【行政】

＜漁港施設の整備＞

- h-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。
【行政】
- h-10 防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。【事業者、行政】

＜森林整備・保全対策＞

- h-11 森林の整備にあたっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【市民・行政】
- h-12 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【市民・行政】
- h-13 県など関係団体との情報共有により、山地災害のおそれのある個所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【市民・事業者・行政】

（９）国土保全（記号：i）

＜河川・海岸堤防等の整備＞

- i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、発災時に大きな被害が出ないように、長寿命化計画の策定等に努める。【行政】
- i-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等の要望を行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-3 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

＜津波等からの円滑な避難を確保するための対策＞

- i-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの作成を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、住民への周知に努める。【市民・行政】
- i-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【市民・行政】
- i-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【市民、行政】
- i-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】
- i-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】
- i-9 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【行政】

＜土砂災害や山地災害への対応＞

- i-10 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
- i-11 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【市民・行政】
- i-12 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【市民・行政】
- i-13 土石流危険溪流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-14 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-15 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-16 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】

(10) 環境（記号：j）

＜廃棄物処理対策＞

- j-1 仮集積場・処分場の候補地の選定等については、その配置や周辺環境に配慮しつつ、公有地の利用を基本として行う。なお、有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】
- j-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の検討等を行うとともに、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、広域的な連携による災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】

＜津波等による漂流物の対策＞

- j-4 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】
- g-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等

に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

＜有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策＞

- j-5 有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】

＜浄化槽に係る転換促進＞

- j-6 汲み取り便槽、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【市民・行政】

(11) 土地利用（記号：k）

- k-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍情報はじめ基準点等の維持管理に努める。【市民・行政】
- k-2 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【市民・行政】
- k-3 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【市民・行政】

(横断的分野の推進方針)

(1) 地域防災力の強化（記号：l）

- b-32 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【市民】＜再掲＞
- b-33 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- l-1 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】
- b-14 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- b-8 津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、重点的に自主防災組織の活動促進に努める。【市民・行政】＜再掲＞
- b-13 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

- i-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】＜再掲＞
- i-12 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【市民・行政】＜再掲＞
- b-10 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、消防機関や自主防災組織などに対し、名簿を提供するなど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- h-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

(2) 老朽化対策（記号：m）

- g-11 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。
【行政】＜再掲＞
- i-1 堰、水門等防災上重要な施設について、発災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。【行政】＜再掲＞
- h-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。
【行政】＜再掲＞
- b-19 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- b-20 持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を適宜見直し、適切な施設管理に努める。【行政】＜再掲＞
- h-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- h-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について、機能診断調査等を行うとともに、調査結果に基づき計画の策定等の支援を行う。【行政】＜再掲＞
- h-14 農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化について、最適整備構想の見直しや機能診断調査等に基づく計画的な施設更新を行う。【行政】
- j-6 汲み取り便槽、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【市民・行政】＜再掲＞

(3) 新技術対策（記号：n）

- n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】

(4) 広域連携（記号：o）

- a-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- a-22 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞
- a-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】＜再掲＞
- b-19 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- c-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- c-12 感染症等の発生・まん延を防ぐため、市において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

VII 計画の推進と不断の見直し

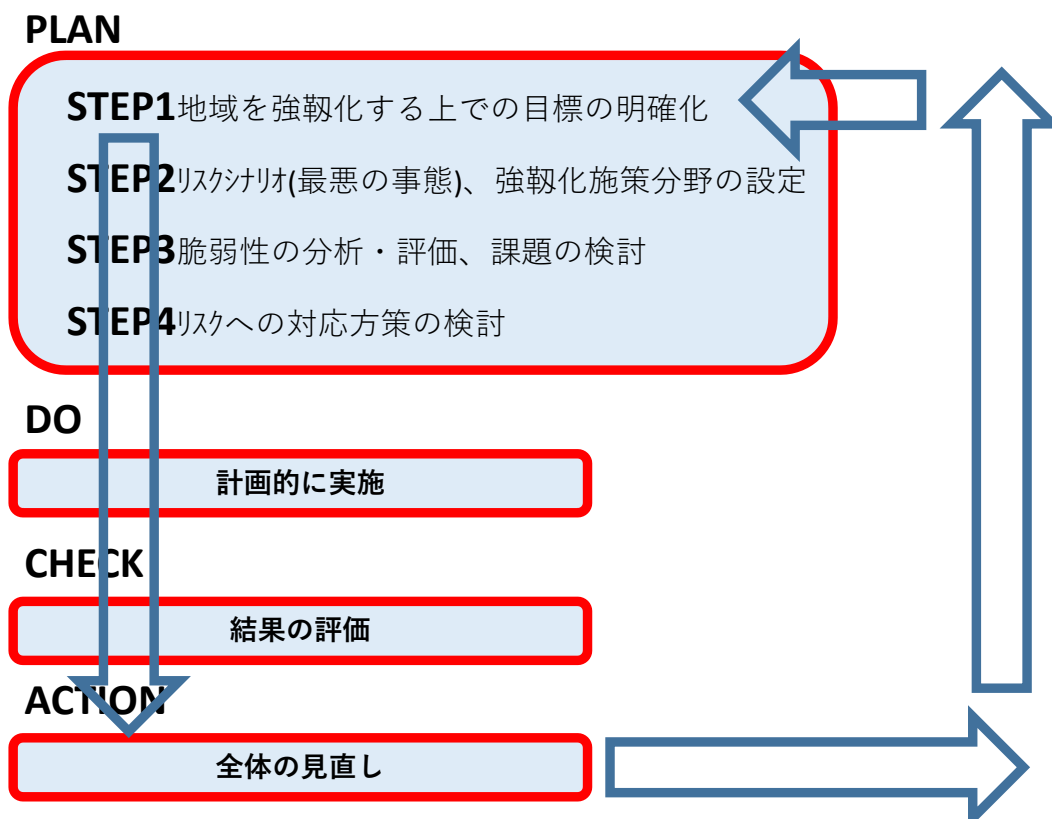
1 計画の推進

計画の推進は、庁内において総合的・横断的に実施することが望ましく、一つの所管課等の中で実施することは難しい。このため、全庁横断的な体制のもと、県、事業者、他市町や国等と連携しながら、計画を推進していく。

2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、重点化する施策プログラムについては、次項に示すとおり進捗管理のための重要業績指標を特に設定することとし、実施に係る問題点、国土強靱化基本計画の修正内容等を踏まえつつ、Plan（施策の再重点化・見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況等の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるP D C Aサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。また、その他の施策についても、関連事業の実施状況等を把握する中で同様にP D C Aサイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

なお、P D C Aサイクルを効率的にフィードバックさせるためには、施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、重点化した施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じてこれを継続的に見直すこととする。



3 計画の不断の見直し

本計画においては、地域の強靱化の推進に関して、中長期的かつ広域的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の地域の強靱化を取り巻く社会経済情勢、科学的知見等の変化などを勘案し、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

本計画は国土強靱化基本計画、香川県国土強靱化地域計画との調和が必要であり、本計画の中で国、県の施策等の位置づけを検討する場合も想定されることから、国、県と十分に連携・協力しながら、本計画の策定・見直しを行うものとする。

【プログラムごとの推進方針】

※推進方針ごとに付した番号は、下記に示す本文中の施策分野ごとの各推進方針との対応を明らかにするため、記載している。

(個別施策分野)

a 行政機能／消防等、b 住宅・都市、c 保健医療・福祉、d エネルギー、e 情報通信、f 産業、g 交通・物流、h 農林水産、i 国土保全、j 環境、k 土地利用

(横断的分野)

l 地域防災力の強化、m 老朽化対策、n 新技術対策、o 広域連携

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1：住宅・建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

a-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】

b-1 学校、社会福祉施設、認定こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。また、多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者・行政】

b-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

b-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。【市民・事業者・行政】

g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、道路機能の確保を図る。【行政】

g-11 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。【行政】

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【行政】

b-35 大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。【事業者・行政】

b-16 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時にお

ける避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】

k-2 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、施設そのものに対する被害の防止、避難地等の整備や土地利用に対する規制・誘導を組み合わせ、復旧・復興段階をも見据えた各種検討と安全な地域づくりに努める。【市民・行政】

a-21 大川広域消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】

a-22 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】

a-23 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】

b-13 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】

b-14 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】

a-7 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】

a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】

b-28 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。また、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】

1－2：不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

b-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】

b-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

b-1 学校、社会福祉施設、認定こども園等の公共的施設については、避難所としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等

を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

b-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

1－3：大規模津波等による多数の死者の発生

a-7 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

e-1 避難に関する情報伝達方法について、告知端末をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

e-2 情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】

e-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、告知端末、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図り、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】

b-14 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

b-6 津波避難対象地区について、県の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避

難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。【市民・事業者・行政】

b-7 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】

b-8 津波浸水予測図を基本として、津波避難対象地区を指定するとともに、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【市民・行政】

b-9 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【市民・事業者・行政】

b-11 住民が徒歩で確実に避難できるよう、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【市民・行政】

i-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの作成を促進するとともに、ホームページへの掲載などにより、早期避難について、住民への周知に努める。
【市民・行政】

i-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】

i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】

a-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】

i-3 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

i-9 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【市民・行政】

1－4：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

i-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や堤防の整備、上流ダムの建設等の要望を行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】

i-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【市民・行政】

- i-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【市民、行政】
- i-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】
- a-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

1－5：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- a-7 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- i-10 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等について、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害や山地災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
- i-11 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【市民・行政】
- i-12 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【市民・行政】
- i-13 土石流危険溪流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-14 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-15 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- i-16 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先

的に治山事業を行う。【行政】

h-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池が、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【市民・事業者・行政】

h-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】

h-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】

h-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災対策のための整備を促進する。【事業者、行政】【事業者、行政】【行政】

a-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

h-13 県など関係団体との情報共有により、山地災害のおそれのある個所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【市民・事業者・行政】

h-11 森林の整備にあたっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【市民・行政】

h-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【市民・事業者・行政】
【市民・事業者・行政】

h-12 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【市民・行政】

b-31 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

1－6：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

b-31 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1：被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

g-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、白鳥大内バイパスを含めた道路の早期完成に向け、国、県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

c-4 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】

c-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】

a-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】

g-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】

b-19 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】

b-17 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、地下水の保全を図る。【市民・事業者・行政】

b-18 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【市民・事業者・行政】

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

b-24 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

d-10 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】

b-23 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】

g-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】

g-4 「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の

確実な供給が、必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、体制整備を図る。
【事業者・行政】

2-2：長期にわたる孤立集落の発生

a-7 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】
＜再掲＞

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を行う。【行政】＜再掲＞

i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

i-13 土石流危険渓流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

i-14 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

i-15 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

i-16 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

g-9 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

b-11 耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【市民・行政】＜再掲＞

b-25 食料や飲料水等について、地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

b-23 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水等や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

b-12 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定するとともに、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】

a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

e-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、告知端末、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J－ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図り、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】＜再掲＞

a-17 地域防災無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化する。【行政】

a-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】

2－3：消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-19 大規模な災害の発生に備え、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【行政】

a-22 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞

a-25 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。

【行政】

- b-32 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【市民】
- b-33 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】
- i-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】＜再掲＞
- a-13 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保に取り組む。【事業者・行政】
- a-15 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図るよう努める。【行政】
- a-5 地域の特性等を考慮し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、市民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【市民・事業者・行政】
- a-16 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】
- a-17 地域防災無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化する。【行政】＜再掲＞
- n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2－4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- a-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- c-11 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】
- g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞
- i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

2-5：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

b-26 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。

【市民・事業者・行政】

b-27 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を行う。【事業者・行政】

b-28 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。また、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

b-29 県とコンビニエンスストア等を展開する法人等との間で締結した協定により、災害時の徒歩帰宅者への食料や飲料水の提供を求めるなど、徒歩帰宅者を支援する。【事業者・行政】

b-30 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】

g-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定やその業務に必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞

2-6：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

c-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

【事業者・行政】＜再掲＞

a-7 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制を整備する。【行政】＜再掲＞

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

c-10 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

c-11 社会福祉施設等において、災害時における県、市、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄

や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

c-5 災害派遣医療チーム（DMA T）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等道路施設や海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・物流ルート体制を確保する。【事業者・行政】

c-6 医師会が組織する災害派遣チーム（JMA T）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

2－7：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

c-12 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】

a-7 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制を整備する。【行政】＜再掲＞

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3－3：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

a-7 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

a-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞

a-8 大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

a-9 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援を受けることなどができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるとともに、応援・受援に関する連絡・要請の手順、

応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞

b-1 学校、社会福祉施設、認定こども園等の公共的施設については、避難所等の利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

b-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-16 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】＜再掲＞

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

a-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

b-12 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞

g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞

i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

i-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や、上流ダムの建設等の要望を行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

i-13 土石流危険渓流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

i-14 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

i-15 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜

再掲＞

- d-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。【事業者・行政】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1：情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- e-5 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】
- b-21 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備毎に耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】
- b-22 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】
- a-17 地域防災無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化する。【行政】
＜再掲＞

4-2：テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- e-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、告知端末、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図り、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】＜再掲＞
- e-1 避難に関する情報伝達方法について、告知端末をはじめとして多様な手段を検討し、その整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】
- e-2 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】＜再掲＞
- b-10 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提供するな

ど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】

b-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、建築物の耐震化を促進するなど、地域の防災対策の推進を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

e-6 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1：社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち緊急度の高いところについて、耐震補強工事を、道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される箇所について、防災工事をそれぞれ行うとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性等を考慮した整備を行う。【行政】＜再掲＞

i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

d-11 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】

a-13 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

f-1 商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者・行政】

d-9 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、国と連携し、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

5-2：重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

j-5 有害物資の漏えいによる環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体

5－3：食料等の安定供給の停滞

- b-24 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- g-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- h-8 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、被災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。
【事業者・行政】【事業者・行政】
- h-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】
- h-5 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、施設管理者と地域住民が連携し、農道、水路、ため池等の地域資源の保全・管理を推進する。【市民・事業者・行政】【市民・事業者・行政】
- h-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、施設の老朽化対策として、長寿命化のための調査や計画策定を実施するとともに、計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】
- h-10 防災・減災対策として、防波堤の嵩上げ等の漁港施設の機能強化に係る整備を行うよう努める。【事業者、行政】
- f-2 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

6．大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6－1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

- b-21 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備毎に耐震化対策や重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備を図るとともに、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】＜再掲＞
- b-22 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐震性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】＜再掲＞
- n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- d-1 再生可能エネルギーの導入促進は、長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事

業所で電気を確保するため、「住宅用太陽光発電設備設置への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。
【市民・事業者・行政】

6－2：上下水道等の長期間にわたる供給停止

b-19 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、計画的な耐震化及び長寿命化計画の策定等を通じた老朽化対策を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

b-17 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水道処理水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、市民への普及啓発を図る。【行政】

6－3：污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

b-20 計画的に下水管渠布設整備事業を実施するとともに、下水道BCPの策定推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を適宜見直し、適切な施設管理に努める。【行政】

h-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者、行政】＜再掲＞

h-14 農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化について、最適整備構想の見直しや機能診断調査等に基づく計画的な施設更新を行う。【行政】

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

j-6 汲み取り便槽、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【市民・行政】

6－4：地域交通のネットワークが分断する事態

g-10 耐震点検結果に基づき、落橋、変状等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施する。また、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行うとともに、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞

g-11 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、橋梁の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき、予防的な修繕や計画的な架け替えを実施するよう努める。【行政】＜再掲＞

g-12 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】

g-13 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】

g-8 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、白鳥大内バイパスを含めた道路の早期完成に向け、国、県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・

行政】＜再掲＞

g-9 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道、林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

g-1 緊急輸送路等について、障害物の除去などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-13 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

g-18 災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進する。【事業者・行政】

a-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。
【市民・事業者・行政】＜再掲＞

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：市街地での大規模火災の発生

a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-17 地域防災無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化する。【行政】＜再掲＞

a-16 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】＜再掲＞

a-23 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】＜再掲＞

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

b-32 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【市民】＜再掲＞

b-33 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

b-13 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

b-14 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、

応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

a-24 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【市民・事業者・行政】

b-16 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞

7-2：沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通障害

a-17 地域防災無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化する。【行政】＜再掲＞

b-1 学校、社会福祉施設、認定こども園等の公共施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

e-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、告知端末、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図り、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】＜再掲＞

b-3 住宅をはじめとした民間建築物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修の補助制度の活用などを通じて、建築物の耐震化の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、重点的な耐震化の促進に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

7-3：ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

h-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池が、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップ作成や普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【市民・事業者・行政】

h-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞

h-3 地震により決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、計画的に耐震診断を実施し、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなどにより、地域の安全性の確保を図る。【事業者、行政】＜再掲＞

h-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災対策のための整備を促進する。【事業者、行政】【事業者、行政】＜再掲＞

- n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞
- i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。【行政】＜再掲＞
- i-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき河積の確保や、上流ダムの建設等の要望を行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞
- i-9 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【市民・行政】＜再掲＞
- a-14 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

7－4：農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- h-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】
- i-11 山地災害の危険性を住民に周知するとともに、山地災害危険地区付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所、避難経路、避難方法などをあらかじめ定めるなど山地災害危険地区に対する警戒避難体制を強化する。【市民・行政】＜再掲＞
- i-16 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞
- h-13 県など関係団体との情報共有により、山地災害のおそれのある個所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進する。【市民・事業者・行政】
- h-12 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【市民・行政】＜再掲＞
- h-11 森林の整備にあたっては、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【市民・行政】＜再掲＞

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- j-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の検討等を行うとともに、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、広域的な連携による災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】
- j-4 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】
- g-6 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】
- j-1 仮集積場・処分場の候補地の選定等については、その配置や周辺環境に配慮しつつ、公有地の利用を基本として行う。なお、有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】

8-2：災害発生後の道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態

- a-12 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【市民・事業者・行政】
- a-13 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- a-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞

8-3：地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- b-32 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努める。【市民】＜再掲＞
- b-33 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- l-1 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学等と連携

した防災・危機管理に関するリーダーの育成などを通じて、地域防災力の強化を図る。

【市民・事業者・行政】

a-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞

a-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、大川広域消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の更なる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

a-27 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、大規模な地震災害等が発生した場合の、避難所等における防犯や安全確保が速やかに行えるよう体制整備を図る。【行政】

a-16 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】＜再掲＞

n-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

8-4：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

i-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【市民・行政】＜再掲＞

i-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

a-13 復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておくとともに、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】

k-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍情報をはじめ基準点等の維持管理に努める。【市民・行政】

k-3 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【市民・行政】

【プログラムごとの脆弱性評価結果】

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1：住宅・建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

- 建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、外壁等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【事業者、行政】
- 大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するため、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。【事業者、行政】
- 住宅・建築物等の火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、避難路等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。【市民、事業者、行政】
- 管理が不十分な老朽化した空き家は、防災上のみならず、防犯上も危険であるため、所有者の意向を踏まえつつ、危険と判断された場合は早期の除却が必要である。【市民、行政】
- 大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。【行政】
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【事業者、行政】

1-2：不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

- 集客施設において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中でパニックが発生する可能性がある。また混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する可能性もあるので、その対策が必要となる。【事業者、行政】
- 建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、外壁など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【事業者、行政】
- 建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。【市民、事業者、行政】

1－3：大規模津波等による多数の死者の発生

- 南海トラフ地震（最大クラス）等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、津波への対策や地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する必要がある。【行政】
- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。【市民、行政】
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【市民、行政】
- 県と連携してハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【行政】
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【行政】
- 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【行政】

1－4：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【市民、行政】
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。【事業者、行政】
- 県と連携して各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。【行政】

1－5：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 想定している規模以上の土砂災害、ため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。【行政】
- 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【市民、行政】
- 山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【市民、行政】
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【市民、行政】

1－6：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 告知端末、Jアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、Lアラート（公共情報コモンズ）の加入、旅行者に対する情報提供の着手等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。【事業者、行政】

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1：被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、高速道路や国道を含め複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【事業者、行政】
- 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化する必要がある。また、国、県の道路啓開計画にあわせて効果的な市道の啓開を行う必要がある。【行政】
- 多数の市民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政】
- 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】
- 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する一方、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【市民、事業者、行政】
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインが策定されたところであり、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。【事業者、行政】
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。【事業者、行政】

2-2：長期にわたる孤立集落の発生

- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤施設の堅牢化・高度化等について進めているが進捗途上にあるため、それらを推進する必要がある。【市民、行政】
- 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

2-3：消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、市外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【市民、事業者、行政】
- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【市民、事業者、行政】
- 消防団屯所等は施設の耐災害性を強化する必要がある。情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【行政】

2-4：救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 需要側においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進める必要がある。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【市民、事業者】
- エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【行政】

2-5：想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受け入れ態勢の確保を図る必要がある。【事業者、行政】
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。【行政】
- 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

2-6：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【事業者、行政】
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要

がある。【事業者、行政】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）については、全ての災害拠点病院に配置済であるが、インフラ被災時には到達できなくなるため、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【事業者、行政】

2-7：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。【事業者、行政】
- 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-3：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 職員の被災や首長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【行政】
- BCPの見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。【行政】
- 庁舎施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化等が行われており、公共施設等の整備により最低限の人命の安全確保と機能確保が図られるため、着実に推進する必要がある。【行政】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【行政】
- 公共施設等において、外壁等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【事業者、行政】
- 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、市の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP等を踏まえ、公共施設の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【行政】
- 庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や河川・海岸堤防の耐震・耐津波性の強化など、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4－１：情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 震度６弱以上の多くの地域や津波浸水地域で屋外施設や需要家屋の被災、通信設備の損壊等により、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。また、電柱の折損等により固定電話が利用困難な地域では、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。【事業者、行政】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。【事業者、行政】

4－２：テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 住民への災害情報提供にあたり、自治体や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。また、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める必要がある。【市民、事業者、行政】

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5－1：社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 市内中小企業に対し、BCP策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。【事業者、行政】
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【事業者】

5－2：重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、河川・海岸堤防の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、引き続き県と連携して対応する必要がある。【事業者、行政】

5－3：食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【事業者、行政】
- 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【事業者、行政】
- 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、協定を締結している事業者と物資搬送訓練等を行う必要がある。【事業者、行政】
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【市民、事業者、行政】
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【行政】

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

- 主に震度6弱以上の地域及び津波で浸水する地域で、電柱（電線）の被害等が発生し、停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。【事業者】
- 石油タンクの耐震改修を促進させる必要がある。【事業者】
- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。【事業者、行政】
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【事業者、行政】

6-2：上下水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことから、市や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で供給停止となる可能性があるため、その対策が必要となる。【行政】
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、BCPの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【市民、事業者、行政】

6-3：污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるが、計画的な下水管渠布設事業の実施により耐震化を推進し、強靱な下水管渠網の構築を図る必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定されるため、県及び他市町と連携してBCPの策定を促進していく必要がある。【行政】
- 老朽化した汲み取り便槽や単独浄化槽が破損し、し尿等が流出し環境衛生が損なわれる可能性があり、合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【市民、行政】
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【行政】

6-4：地域交通のネットワークが分断する事態

- 陸・海・空の輸送ルートを実実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【事業者、行政】
- 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等に

より情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者、行政】

- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関との協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。【事業者、行政】
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送ルート代替性の確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【事業者、行政】
- 輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。【事業者、行政】
- 大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【市民、事業者、行政】

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：市街地での大規模火災の発生

- 大規模な地震災害や風水害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。【市民、事業者、行政】
- 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、その解消には至っていないため、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。また、目標達成後も中長期的な視点から住宅密集地の改善に向けて取り組む必要がある。【市民、行政】

7-2：沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通障害

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通障害を回避する観点から、県と連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【市民、行政】
- 住宅及び防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。【市民、行政】

7-3：ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、一斉点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を実施する必要がある。【市民、事業者、行政】
- 河川整備については、河川整備計画に基づき整備を行っているが、大規模な風水害が発生した場合には浸水する恐れもあるので、完了に向けて計画的かつ着実に整備を行う必要がある。【行政】
- 土砂災害防止対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、県・市・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【市民、行政】

7-4：農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【市民、行政】
- 森林については、森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【市民、行政】
- 森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の保全等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【市民、行政】
- 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。

【行政】

- 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【事業者、行政】
- 国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画に基づいた適切な処理を行うために、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【行政】

8-2：災害発生後の道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により道路啓開や復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組が進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者、行政】
- 職員、施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

8-3：地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要な地域の防災力を構築する必要がある。市は、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有による地域の防災力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、関係機関と連携しながら対応する必要がある。【市民、行政】
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】
- 緊急消防援助隊の装備・資機材等の一層の充実に努めるとともに、訓練練度の向上が必要でありそのための訓練施設の整備を検討する必要がある。【行政】
- 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、検討が必要となる。【行政】

８－４：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【行政】
- 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【行政】
- 湛水地域における排水、地盤の嵩上げ、防潮堤等の新設等、インフラ整備や構造物建設を開始する前の基盤整備が必要となり、復旧作業の長期化、作業人員の不足、膨大なコストが生じる等の問題が発生するため、対策検討が必要となる。【行政】
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要であり、地籍情報や基準点等の維持管理の必要がある。【市民、行政】

実施する国の補助金・交付金事業一覧

省庁名	No.	交付金・補助金名等	対象となる交付 ・補助対象事業	事業名	担当課
内閣府	1	地方創生整備推進交付金	地方創生整備推進交付金事業		
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金 (一般施設整備費補助金)	庁舎等整備事業		
	3	都道府県警察施設整備費補助金 (交通安全施設等整備費補助金)	災害に備えた交通安全施設等の整備事業		
こども 家庭庁	4	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備事業		
	5	就学前教育・保育施設整備交付金	就学前教育・保育施設整備交付金		
総務省	6	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業		
			地域ケーブルテレビネットワーク整備事業		
			「新たな日常」の定着に向けた ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業		
	7	無線システム普及支援事業費等補助金	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業		
			民放ラジオ難聴解消支援事業		
	8	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金		
	9	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金		
文部科 学省	10	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金		
	11	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業		
			国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業（耐震診 断）		
			伝統的建造物群基盤強化事業		
			歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		
			国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理技術強化事業		
	12	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業		
厚生労 働省	13	地方改善施設整備費補助金	隣保館等施設整備費補助金		
	14	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金		
	15	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金		
	16	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	・地域介護・福祉空間整備等施設整備（防 災・減災）事業	長寿保健課
農林水 産省	17	強い農業づくり総合支援交付金	強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場施設整備）		
	18	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業	・県営ため池等整備事業	農林水産課
	19	農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域整備交付金	・引田漁港海岸保全施設整備事業（高潮対策）	農林水産課
				・農業集落排水施設整備事業	都市整備課
	20	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	・県営排水機場整備事業	農林水産課
	21	農山漁村振興交付金	農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノ ベーション整備事業（定住促進・交流対策型）	・引田漁港耐震対策胸壁等整備事業	農林水産課
	22	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業	・イノシシ等被害防止対策事業補助金	農林水産課
	23	治山事業	緊急予防治山事業		
	24	森林整備事業	山村強靱化林道整備事業		
	25	林業・木材産業循環成長対策	山村地域の防災・減災対策		
	26	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林・山村多面的機能発揮対策交付金		
	27	水産物供給基盤整備事業費補助	水産物流通基盤整備事業		
			水産物供給基盤機能保全事業		
	28	水産資源環境整備事業費補助	水産生産基盤整備事業		
	29	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金		
	30	漁港機能増進事業	漁港機能増進事業		
	31	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業（農地海岸）		
			海岸保全施設整備事業（漁港海岸）		
経済産 業省	32	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備 蓄の推進事業費補助金		
			災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備 事業費		
			離島・S S 過疎地等における石油製品の流通合理化支援 事業費		
			過疎地等における石油製品の流通体制整備事業 地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 燃料供給に関する計画策定支援事業		

国土交通省	33	防災・安全交付金	道路事業		
			港湾事業		
			河川事業 (その他総合的な治水事業を含む)		
			砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、 その他総合的な治水事業		
			下水道事業	・特定環境保全公共下水道新川小松原処理区 改築更新工事 ・ストックマネジメント計画策定	都市整備課
			海岸事業	・高潮対策事業(東かがわ市港湾海岸高潮津波 対策事業(安戸港海岸))	建設課
			都市再生整備計画事業		
			都市公園・緑地等事業		
			市街地整備事業<都市防災推進事業>		
			市街地整備事業<都市再生区画整理事業>		
			市街地整備事業<市街地再開発事業等>		
			市街地整備事業<都市・地域交通戦略推進事業>		
			地域住宅計画に基づく事業		
			住環境整備事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業	都市整備課
	34	住宅市街地総合整備促進事業費補助	密集市街地総合防災事業		
			空き家対策総合支援事業	・空き家対策総合支援事業	都市整備課
			地域居住機能再生推進事業		
			地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	都市整備課
	35	港湾改修費補助	港湾改修費補助事業(港湾メンテナンス事業含む)		
	36	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業		
			海岸メンテナンス事業		
			津波対策緊急事業		
	37	地籍調査費負担金	地籍調査費負担金		
	38	地籍整備推進調査費補助金	地籍整備推進調査費補助金		
	39	特定洪水対策等推進事業費補助	事業間連携河川事業		
			大規模特定河川事業		
			河川メンテナンス事業		
	40	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業		
	41	堰堤改良費補助	ダムメンテナンス事業		
	42	特定土砂災害対策推進事業費補助	事業間連携砂防等事業		
			大規模特定砂防等事業		
			砂防メンテナンス事業		
			まちづくり連携砂防等事業		
	43	下水道防災事業費補助	浸水対策下水道事業費補助		
	44	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業		
	45	無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業		
	46	道路交通安全施設等整備事業費補助	道路交通安全施設等整備事業		
	47	道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災対策事業	・橋りょう長寿命化修繕事業	建設課
	48	地域連携道路事業費補助	地域連携道路事業		
	49	交通連携道路事業費補助	交通連携道路事業		
	50	道路交通円滑化事業費補助	交通円滑化事業		
	51	空港整備事業費補助金	空港整備事業		
		社会資本整備総合交付金		・公共下水道大内処理区管渠布設事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業	都市整備課
環境省	52	自然環境整備交付金	国立公園整備事業		
			国定公園等整備事業		
	53	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業		
	54	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	浄化槽設置整備事業	・合併処理浄化槽設置事業	都市整備課
			公共浄化槽等整備推進事業		
	55	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設へ の自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業		
			建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業		
	56	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	循環型社会形成推進交付金事業		
	57	廃棄物処理施設整備交付金(大規模災害に備えた 廃棄物処理体制拠点整備事業)	廃棄物処理施設整備交付金事業		

添付資料 4

重要業績評価指標（KPI）	令和元年度末 （現状）	令和6年度末 （目標）	進捗状況				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1－1：住宅・建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生							
民間住宅耐震対策支援事業による耐震診断・耐震改修の戸数（累計）	－	－	－	－	－	－	－
耐震診断	111戸	300戸	124戸	137戸	151戸		
耐震改修	36戸	235戸	39戸	49戸	57戸		
公共施設の耐震化率	92.3%	100%	93%	95%	95%		
公立学校の耐震化率	100%	100%	100%	100%	100%		
老朽空き家の除去棟数（累計）	37棟	87棟	43棟	49棟	60棟		
1－3：大規模津波等による多数の死者の発生							
自主防災組織活動カバー率	99.2%	100%	98.8%	98.8%	98.1%		
「地区防災計画」策定済の地区数（累計）	0地区	2地区	1地区	1地区	1地区		
1－4：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水							
洪水ハザードマップを作成・公表	作成済	更新済	作成済	作成済	対象河川の追加あり		
高潮ハザードマップを作成・公表	未作成	作成済	未作成	作成済	作成済		
学校教育施設において策定した「防災マニュアル」の整備	6校	6校	6校	6校	6校		
1－5：大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生							
中小規模ため池(100,000m3未満)ハザードマップ作成した箇所数	42箇所	45箇所	45箇所	45箇所	45箇所		
中小規模ため池(100,000m3未満)の耐震化整備箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		
防災重点ため池の浸水想定区域図作成箇所数	0箇所	155箇所	155箇所	155箇所	155箇所		
1－6：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生							
地域防災行政無線の更新	整備済	更新済	整備中	更新済	更新済		
2－1：被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止							
災害時応援協定数（累計）	37件	40件	37件	37件	38件		
橋梁点検事業等（整備率）	100%	100%	100%	100%	100%		
橋梁の維持補修件数（累計）	54件	74件	62件	71件	75件		
2－3：消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足							
消防屯所の耐震化率	85.7%	100%	85.7%	100%	100%		
2－7：被災地における疫病・感染症等の大規模発生							
予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチン接種率	96.9%	97%	95.3%	107%	89.7%		
3－3：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							
B C Pの更新	作成済	更新済	作成中	作成済	更新済		
6－1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止							
住宅用太陽光発電システム設置補助件数（累計）	393件	500件	408件	425件	446件		
6－3：汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止							
合併浄化槽の設置補助件数（累計）	3,285件	3,625件	3,348件	3,398件	3,448件		
8－1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
災害廃棄物処理計画の見直し	作成済	更新済	作成済	作成済	作成済		
8－4：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
地籍調査の進捗率	100%	100%	100%	100%	100%		

参 考

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

〔平成二十五年十二月十一日号外法律第九十五号〕

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（施策の策定及び実施の方針）

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一 ～ 四 省略

五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

（国土強靱化基本計画）

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 省略

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

用語の解説

※(p.XX)は用語が最初に出てくるページを示す。

あ 行

医師会が組織する災害派遣チーム(JMAT)

医師会が被災地に派遣する医療チームであり、避難所等における医療・健康管理活動等を担う。

(p. 14)

Lアラート(公共情報コモンズ)

地方公共団体が発信する避難勧告等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムである。ローカル(Local)な緊急警報(アラート)を意味する。

(p. 16)

か 行

香川県防災情報システム

高松地方気象台が発表する警報等、市町が発令する避難勧告等、県が観測している雨量情報等を収集し、ホームページ、携帯メール、ツイッター、Lアラートにより、多様な手段で県民に防災情報を伝達するシステムである。

(p. 10)

合併浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p. 21)

基幹的農業水利施設

農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ヘクタール以上のものをいう。

(p. 18)

緊急消防援助隊

大規模な災害等に対処するために、消防庁長官の求めに応じ又は指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県または市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊である。

(p. 10)

高性能救助車

高性能救助車(通称ユニモグ)。大規模災害現場において、被災者の迅速、的確な救出救助や情報収集等の活動を行う車両である。性能は、浸水約1mの悪路や登坂角最大40度の走行が可能である。装備として、牽引力4.5tのウインチ、投光器等が装備されている。

(p. 9)

さ 行

災害関係官署

災害に対処する官庁やその補助機関をいう。

例えば、四国管区警察局、自衛隊香川地方協力本部、中国四国防衛局高松防衛事務所、四国財務局、中国四国農政局香川支局、四国運輸局、国土地理院四国地方測量部、高松地方气象台、中国四国地方環境事務所高松事務所などが該当する。

(p. 9)

災害派遣医療チーム(DMAT)

医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期(おおむね48時間以内)の活動を担う。

(p. 14)

最大クラスの地震・津波

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすものをいう。

(p. 3)

サプライチェーン

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

(p. 16)

指定緊急避難場所

地震、津波等の切迫した災害より住民等の安全を確保する観点から、当該災害の種類ごとに危険が及ばない安全な場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する公園、学校、河川敷等の場所又は施設等である。(p. 12)

指定避難所

被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。

(p. 12)

冗長性

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。

(p. 7)

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

(p. 9)

水源かん養機能維持増進森林

土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能を発揮する森林である。

(p. 59)

ストックヤード

災害廃棄物を一時的に保管する施設である。

(p. 60)

脆弱性

脆くて弱い性質または性格のことである。

(p. 5)

堰

河川の流水を制御するために、河川を横断して設けられるダム以外の施設であって、堤防の機能を有しないものをいう。河川の流水を制御するという堰の目的を更に細分して、堰は用途別に分水堰、潮止堰、取水堰等に分けられる。

(p. 19)

全国瞬時警報システム (J-ALERT)

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムである。

(p. 16)

大規模盛土造成地

谷を埋めた造成宅地で盛土の面積が 3,000 m² 以上のもの、又は傾斜地に盛土した造成宅地で盛土をする前の地盤の傾斜が 20 度以上かつ盛土の高さが 5m 以上のものをいう。

(p. 14)

湛水

下水道分野における湛水とは、河川などの高水位の影響により内水排除が困難となり、雨水流出が内水域に滞留することである。

(p. 61)

単独浄化槽

便所と連結してし尿のみを処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p. 21)

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つであり、森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたものである。

(p. 20)

津波避難対象地区

地震が発生した場合において、津波からの避難が必要となることが想定される地域であり、市町村が指定する。

(p. 11)

道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。

(p. 10)

な 行

内水

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のことである。

（p. 19）

は 行

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

（p. 18）

B C P

B C P（Business Continuity Plan）は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことである。

（p. 9）

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者である。

（p. 12）

プッシュ型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の支援方法である。

（p. 51）

プル型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の支援方法である。

（p. 17）

ま 行

や 行

ら 行

ループ構成

伝送ルートをリング状にすることで、障害による影響を少なくした構成である。

（p. 16）

わ 行